



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 市職員における分散勤務等の実施について

4月18日に、広島県は緊急事態措置を行うことを表明し、人と人との接触を8割削減することを目標に、事業者及び県民への協力要請がなされたほか、本市においても、4月18日に、新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されております。

こうした状況を踏まえ、本市においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出勤者数の5割削減を目指し、時差出勤を始めとする分散勤務の実施等により、職員同士の接触機会を低減するなど、別添資料により庁内通知を行い、全庁的な取組を進めてまいります。

各 所 属 長 様

総 務 部 長
(人 事 課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組について（依頼）

全国的な感染拡大の傾向を受けて、国は、4月16日に、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域としました。

これを受けて、広島県は、4月18日に、緊急事態措置を行うことを表明し、人と人との接触を8割削減することを目標に、事業者及び県民へ協力を要請したほか、本市におきましても、4月18日に、新型コロナウイルス感染症の患者が初めて確認されたところです。

こうした状況を踏まえ、本市においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、職員が一丸となって、次に掲げる取組を進め、**出勤者数の5割削減を目指す**ことといたします。準備が整ったものから順次実行に移してまいりますので、各所属においては、早急に実施体制を整えていただきますようお願いいたします。

なお、これらの取組は、当面、令和2年5月6日までの取組としますが、感染状況や国等の動向を踏まえ、随時見直しを行う予定です。

1 分散勤務の実施

(1) 時差出勤（勤務時間の割り振り変更）の積極的活用

- ・所属長は、職場や通勤における接触機会の低減を図る観点から、所属職員の勤務時間の割り振り変更を行う。
- ・所属長は、所属職員を複数の班に分け、班ごとに、次表の区分により、各勤務日の勤務時間を設定する。この際、「② 通常勤務」を行う職員は、全体の半数以下となるように調整する。
- ・所属長は、勤務時間の割り振り変更の実施状況について、翌週の月曜日（月曜日が休日の場合はその翌日）までに人事課に報告する。

区 分	勤務開始時刻	勤務時間
① 早出勤務	通常の勤務開始時刻より2時間早い時刻	6:30～15:15
	通常の勤務開始時刻より1時間早い時刻	7:30～16:15
② 通常勤務	通常の勤務開始時刻	8:30～17:15
③ 遅出勤務	通常の勤務開始時刻より1時間遅い時刻	9:30～18:15
	通常の勤務開始時刻より2時間遅い時刻	10:30～19:15
④ 在宅勤務	通常の勤務開始時刻	8:30～17:15

(班分けのイメージ)

所属職員を5班に分けて、班ごとに勤務区分を設定した場合

区分	人数	月	火	水	木	金
A班	3	①	②	②	③	④
B班	3	②	②	③	④	①
C班	3	②	③	④	①	②
D班	4	③	④	①	②	②
E班	4	④	①	②	②	③
計	17					
②通常勤務の人数		6	6	7	8	7
②通常勤務の割合		35.3%	35.3%	41.2%	47.1%	41.2%
8:30～17:15の出勤者割合		69.7%	69.1%	75.0%	76.3%	75.6%

(2) 本庁舎会議室等の執務室利用

・事務室における人の密度を緩和するため、本庁舎会議室等を執務室として利用する。

※利用する会議室や、各課等への割り当てについては、現在調整中です。詳細は、別途通知します。

(3) 在宅勤務の導入

・自宅においても、職場と同様に庁内LANを使用し勤務ができるように、テレワーク専用パソコンを購入し、情報通信環境を整備するなど、本格的な在宅勤務の導入に向けた準備を進めていく。

・情報通信環境が整うまでの間は、パソコン等を利用せずに実施可能な業務（企画資料等の作成、分析など）を洗い出し、導入可能な職場から在宅勤務を実施する。

※在宅勤務の実施方法等については、現在調整中です。詳細は別途通知します。

(4) 年次有給休暇等の取得勧奨

・年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。

2 職場での取組

(1) 定期的な換気の励行

・窓が開けられる職場については、1時間に2回（毎正時と30分）、数分間程度、窓を全開にして換気する。

(2) 昼休憩時間の交代制による休憩室利用の集中回避

・各所属長は、職員を3グループに分け、午前11時から午後2時の間に、交代シフトを組んで休憩を取得させ、休憩室利用の集中を避ける。

3 職員個人での取組

(1) 手洗い、咳エチケットの徹底

(2) 日常的な健康管理

・出勤前には体温測定を行うなど自身の体調管理に努める。

・喉の痛み，倦怠感，発熱など体の不調を感じたときには，感染症拡大防止のため出勤を控える。

(3) 「三つの密」を避けた行動の徹底

・①密閉空間（換気の悪い密閉空間），②密集場所（多くの人が密集している），③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という三つの条件のある場を避けて行動する。

(4) 通勤方法の変更

・通勤による人との接触機会を減らすため，可能な限り，公共交通機関での通勤から，徒歩・自転車等による通勤に変更する。

(5) 外出，移動の自粛

・不要不急の外出，都道府県をまたいだ移動は控える。